

木曾岬町告示第 33 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり告示する。

令和4年6月27日

木曾岬町長 加藤 隆

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
木曾岬地区（源緑地区、川先地区、下藤里地区以外の地域）（更新）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）
令和4年6月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 4経営体
個人 7経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・早場米コシヒカリの産地として、産地の維持拡大を図りながら、飼料用米・麦等の戦略作物への転換も図り、安心安全な農業生産の実施を進める。
 - ・県下一の生産量を誇るトマトについて、産地の維持・拡大を図るため、新規就農者の確保に努めるほか、他産品との違い等のPR活動を積極的に行い、付加価値の獲得を得てゆく。